

所管部課名	警防課	担当者	小倉					
事務事業名	非常備消防一般管理費							
根拠法令	消防団分団運営補助金交付要領							
補助経過年数	1 1年以上 1 5年以下							
平成28年度 予算額	6,250 千円	国県支出金 千円	一般財源 6,250 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	消防団の社会貢献（災害出動、訓練及び行事参加等）		各分団50回	平成33年度				
成果指標②	消防団の活性化（活性化等に関する会議及び研修会等）		各分団10回	平成33年度				
補助対象者	薩摩川内市消防団33分団							
補助対象経費	消防分団の諸行事、訓練参加及び分団内詰所の物品等に係る消耗品に要する経費							
補助対象事業・活動の内容	① 車庫・詰所等の維持管理に必要な消耗品の購入に関すること。 ② 分団諸行事の運営・活動に関すること。							
	分類	<input checked="" type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	6,184,000							
上記項目の積算方法	150,000円×33分団+1,000円×1,234名=6,184,000円							
補助を受け る事業（団体） 等の 決算状況	項目	平成25年度		平成26年度		平成27年度		
		金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	
	収入	自己資金	8,475,884	55.9%	8,476,756	55.7%	8,547,844	57.3%
		会費収入	8,420,200	55.6%	8,439,500	55.5%	8,511,000	57.0%
		雑収入	55,684	0.4%	37,256	0.2%	36,844	0.2%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	6,193,000	40.9%	6,193,000	40.7%	6,184,000	41.4%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）	486,499	3.2%	549,978	3.6%	189,245	1.3%
	計	15,155,383	100.0%	15,219,734	100.0%	14,921,089	100.0%	
	支出	活動費	10,355,262	68.3%	10,708,141	70.4%	10,307,235	69.1%
		会議費	1,466,630	9.7%	1,651,033	10.8%	1,654,679	11.1%
		消耗品費	1,037,360	6.8%	986,036	6.5%	923,924	6.2%
		暖房用燃料費	437,987	2.9%	462,614	3.0%	465,246	3.1%
		慶弔費	404,000	2.7%	453,000	3.0%	615,869	4.1%
		備品費	933,145	6.2%	769,665	5.1%	718,085	4.8%
		予備費	43,200	0.3%		0.0%	27,997	0.2%
		（翌年度繰越金）	477,799	3.2%	189,245	1.2%	208,054	1.4%
		計	15,155,383	100.0%	15,219,734	100.0%	14,921,089	100.0%
	支出計/前年度支出計				100.4%		98.0%	
自己資金/前年度自己資金				100.0%		100.8%		
翌年度繰越金/市補助金		7.7%		3.1%		3.4%		
交付件数		33		33		33		
成果指標の推移①		37		58		44		
成果指標の推移②		8		9		8		
特記すべき事項等	<p>【前回評価】平成25年度「見直しの上で継続（補助内容の改善）」各分団の支援には地域で差がある。その母体となる消防後援会や分団の資産状況や収支状況を把握した上で補助金を交付されたい。</p> <p>【前回評価への回答】消防分団の運営費については、補助金同様に団員数の割合に応じた収入額となっている。</p> <p>【今年度の改善点】消防団活動活性化等委員会において、活性化の具体的内容についての取りまとめを実施</p> <p>【事業のPR方法】広報誌、ホームページ等</p> <p>【費用対効果】消防団優遇制度等向上に伴い注目度のUPと本市への研修視察等の増加</p> <p>【補助事業以外の事業】市及び地域行事等への積極的参加</p> <p>【その他】平成25年に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年法律第110号。以下「消防団等充実強化法」という。）が成立し、国及び地方公共団体は、消防団への加入促進、消防団員の処遇の改善、消防団の装備の改善、消防団員の教育訓練の改善等に関して必要な措置を講ずることが義務付けられ、各地方公共団体においても、消防団の充実強化を始めとする地域防災力の充実強化のための取組が進められているところである。</p>							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	事業の実施により消防団活動の円滑化と充実強化に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。	A	地域の各種行事等の参加、また、地域等の災害活動の中核的存在として住民の安寧秩序の保持と社会公共福祉の増進に貢献している。
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。		
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	消防団の健全な活動を図るため、消防施設等の管理に必要な事業を行うことで、地域住民の安全と安心に寄与している。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	消防団活動の活性化を推進し、信頼と魅力ある消防団活動が実施されるためには、行政として最低限の支援が必要である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助金交付額に関しては、適切に設定されているものと認識している。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	C	消防団の充実強化においても必要な制度である。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	消防団を中核として地域防災の充実強化には、自主防災組織等の他の主体との連携を始めとする総合的な地域における防災体制の強化が必要である。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	当該補助金の交付が見込まれない場合には、消防団活動を行うための費用確保のため消防団員の負担が増加する事になる。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	補助対象経費を明確にしてあり、公費を当てるものとして妥当性を欠くものではない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 ≪上記方向の理由≫ 「消防団等充実強化法」の内容に照らし、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に必要不可欠である。	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止		≪まとめ≫
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		

消防団分団運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市消防局関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第215号）第2条の表に掲げる消防局関係の補助金等に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 消防団分団運営補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 消防団分団運営補助金の交付を申請した消防団分団（以下「申請者」という。）が作成した事業計画に基づき、分団運営における諸行事の実施及び施設の管理等、消防団分団の健全な活動の推進に資するものであること。
- (2) 前号の事業計画の早期達成に資することが明白であること。

(補助金の額)

第3条 消防団分団運営補助金の額は、各分団150,000円に当該年度の4月1日現在の各分団の実員数に1,000円を乗じて得た額とする。

(補助対象経費)

第4条 消防団分団運営補助金は、分団の活動に際し、分団内詰所等の消耗品に要する経費及び軽微な施設の管理等に要する経費について交付する。

(交付の申請)

第5条 補助事業者は、規則第5条に基づく申請書類を市長に提出するものとする。

- 2 消防団分団運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年5月30日とする。

(交付の基準)

第6条 消防団分団運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に消防団分団運営補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 消防団分団運営補助金の実績に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 消防団分団運営補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、分団が実施した活動実績により測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 消防団分団運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の地域防災活動が円滑に推進されるよう積極的に努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は消防局長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

2 消防団分団運営補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成21年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成22年度において所要の措置を講ずるものとする。